

# 公 募 公 告

令和8年度若狭路連携出向宣伝・調査事業（県外）に関する企画提案書の提出を求め  
るので、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

一般社団法人 若狭湾観光連盟  
会長 山岸 博之

## 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称  
令和8年度若狭路連携出向宣伝・調査事業（県外）
- (2) 公告業務の内容  
別添「令和8年度若狭路連携出向宣伝・調査事業（県外）企画提案公募要領（以  
下「企画提案公募要領」という。）を参照
- (3) 予算額  
8,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委託期間  
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 2 企画提案に応募する者に必要な資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
でないこと
- (2) 企画提案公募要領4（3）に定める参加表明書の提出時点において、福井県財務規  
則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有し  
ていること（競争入札参加資格を有していない場合においては、企画提出の期限まで  
に登録する見込みのものを含む）
- (3) 参加表明書の提出時点において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でない  
こと
- (4) 参加表明書の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定  
に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律  
第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始  
または再生手続開始の決定後に、福井県において競争入札参加資格の再認定を受けて  
いる者を除く。）、その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加  
するのにふさわしくないと認められる者でないこと
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること  
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支  
店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団

員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 参加申込みに必要な資料  
企画提案公募要領を参照

4 提案に必要な資料  
企画提案公募要領を参照

5 資料提出先および問い合わせ先（企画提案公募要領等交付場所）  
〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101  
福井県若狭合同庁舎2階 （一社）若狭湾観光連盟  
TEL 0770-64-5640